

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	総務部 総務課 法規担当	
許 認 可 等 名	保有個人情報の利用停止	
根 拠 法 令	徳島市個人情報保護条例	
根 拠 条 項	第38条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5021)	
審 査 基 準	基 準	別紙のとおり
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 19日(休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)